

原規放発第 15073019 号
平成 27 年 7 月 30 日

人事院総裁
一宮 なほみ 殿

放射線審議会会長
神谷 研二

人事院規則 10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

平成 27 年 7 月 21 日付職職-204 をもって諮問のあった事項については、妥当である。

なお、当審議会は、職員の放射線障害の防止（人事院規則）の改正後の運用において留意すべき事項を以下のとおり申し添える。

人事院規則における特例緊急被ばく限度を速やかに通知できるよう、必要な体制整備及びその実効性の確認を行うこと。

職 職 - 2 0 4
平成27年7月21日

放射線審議会
会長 神谷 研二 殿

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（諮問）

人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準を別添要綱のとおり制定することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）第6条の規定に基づき、貴審議会に諮問する。

特例緊急被ばく限度の設定等に関する人事院規則10-5
(職員の放射線障害の防止)の改正要綱

1 特例緊急被ばく限度の設定

- (1) 男子職員又は妊娠する可能性がないと診断された女子職員の原子力保安検査官(原子力規制委員会が指名する者に限る。)が緊急作業に従事する場合であつて、当該緊急作業に係る事故の状況その他の事情を勘案し、緊急作業時における被ばく限度によることが困難であると人事院が認めるときは、緊急作業期間中に受ける実効線量の限度(以下「特例緊急被ばく限度」という。)の値は、100ミリシーベルトを超え、250ミリシーベルトを超えない範囲内で人事院が定めることができるものとする。
- (2) (1)の場合において、次のいずれかに該当するときは、人事院は、直ちに、特例緊急被ばく限度を250ミリシーベルトとして定めるものとする。
 - ① 原子力災害対策特別措置法第10条に規定する政令で定める事象のうち、人事院が定めるものが発生した場合
 - ② 原子力災害対策特別措置法第15条第1項各号に掲げる場合
- (3) 特例緊急被ばく限度に係る緊急作業に従事させる場合は、その間に受ける実効線量は当該特例緊急被ばく限度を超えないようにしなければならず、かつ、放射線を受けることをできるだけ少なくするよう努めなければならないものとする。
- (4) 特例緊急被ばく限度に係る緊急作業については、(1)に規定する原子力保安検査官以外の者に従事させてはならないものとする。
- (5) 人事院は、特例緊急被ばく限度を定めた場合には、その適用に係る職員が受けた線量等を勘案し、これを変更し、かつ、できるだけ速やかにこれを廃止するものとする。

2 緊急作業に従事する職員の線量測定の義務付け

緊急作業に従事する職員について、1月を超えない期間ごと等に、線量の測定を義務付けるものとする。

3 緊急作業に従事する職員の線量の記録等の義務付け

緊急作業に従事する職員について、毎月1日を初日とする1月ごとに、その期間中の線量の測定結果と、これに基づき算定した当該期間における実効線量及び等価線量の記録を義務付けるものとする。

以 上